

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社NSD		コード	9759
提出日	2021/5/31	異動(予定)日	2021/6/24	
独立役員届出書の提出理由	2021年6月24日開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	川股 篤博	社外取締役	○														○	有
2	陣内 久美子	社外取締役	○														○	有
3	武内 徹	社外取締役	○														○	新任 有
4	小田 晋吾	社外監査役	○														○	有
5	橋爪 規夫	社外監査役	○														○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	-	・川股篤博氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものであります。 ・同氏は、製造業の執行役員や子会社の経営者として国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断しております。なお、2021年3月期において、当社企業集団と日本たばこ産業株式会社(含 テーブルマークホールディングス株式会社)の企業集団との間に取引関係はございません。
2	-	・陣内久美子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものであります。 ・同氏は、弁護士として培った豊富な経験や法務全般に関する専門的知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断しております。なお、同氏が代表弁護士である陣内法律事務所と当社企業集団との間に顧問契約はなく、2021年3月期においても報酬の支払いはございません。
3	-	・武内徹氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものであります。 ・同氏は、製造業の経営者として国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断しております。なお、2021年3月期において、当社企業集団と日東電工株式会社の企業集団との間に取引関係はございません。
4	-	・小田晋吾氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものであります。 ・同氏は、IT企業の経営者として培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や監督能力などを活かし、取締役会や監査役会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断しております。 ・2021年3月期において、当社企業集団と日本ビューレット・パカード株式会社との間には、同社向けシステム開発に係る取引がございますが、その売上は極めて僅少(当社連結売上高の1%未満)であります。なお、同氏は、同社の代表取締役社長を約14年前に退任しており、それ以降は同社の経営に関与しておらず、業務執行も行っていません。
5	-	・橋爪規夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出るものであります。 ・同氏は、製造業の経営者や監査役として培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や監督能力などを活かし、取締役会や監査役会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断しております。なお、2021年3月期において、当社企業集団と株式会社ニコンの企業集団との間に取引関係はございません。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。